

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

基本理念

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

第3次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月17日に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

第3次基本計画では、15の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32(2020)年までを見通した施策の基本的方向性と平成27(2015)年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

重点分野

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 |
| 第2分野 | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 |
| 第3分野 | ★男性、子どもにとっての男女共同参画 |
| 第4分野 | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| 第5分野 | 男女の仕事と生活の調和 |
| 第6分野 | 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 |
| 第7分野 | ★貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 |
| 第8分野 | ★高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
| 第9分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第10分野 | 生涯を通じた女性の健康支援 |
| 第11分野 | 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 |
| 第12分野 | ★科学技術・学術分野における男女共同参画 |
| 第13分野 | メディアにおける男女共同参画の推進 |
| 第14分野 | ★地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 |
| 第15分野 | 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 |

経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設(★印)。
実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」全82項目を設定しています。